

加東市重層的支援体制整備事業実施計画

令和4年3月

加東市

目次

1	計画策定にあたって	2
	(1) 計画策定の目的と背景	2
	(2) 計画の位置付け	3
	(3) 計画の期間.....	3
	(4) 計画の策定過程	3
2	重層的支援体制整備事業において実施する事業	4
	(1) 包括的な「相談支援事業」	4
	(2) 地域づくり事業	6
	(3) 新規事業	9
3	支援会議・重層的支援会議と連携について	10
	(1) 支援会議	10
	(2) 重層的支援会議	10
	【重層的支援体制整備事業の概要図】	12

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の目的と背景

これまでの社会保障制度は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮など分野・属性別に制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。しかし、近年は、社会状況の変化により個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しており、それらへの支援のニーズに対して、分野ごとの体制、財政措置では対応することが困難となっています。

このような状況から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月12日に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う「重層的支援体制整備事業（以下「重層的事業」という。）」が令和3年4月1日に施行されました。

一方、本市では、平成30年度から「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）（以下「モデル事業」という。）」を実施し、地域住民が主体的に生活課題を把握し解決を試みる環境整備や、生活課題を包括的に受け止める福祉総合相談窓口の設置等の体制づくりに取り組んできました。

今後は、モデル事業の発展形として重層的事業に取り組み、さらに効果的な取組とするため、実施体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画（以下「本計画」という。）を策定します。

重層的事業の概要

重層的事業は、加東市において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①包括的な相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援 を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、新たな機能として④多機関協働による支援 ⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を加え、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

相談支援

(既存)包括的な相談支援事業
(新)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
(新)多機関協働事業

参加支援

(新)参加支援事業

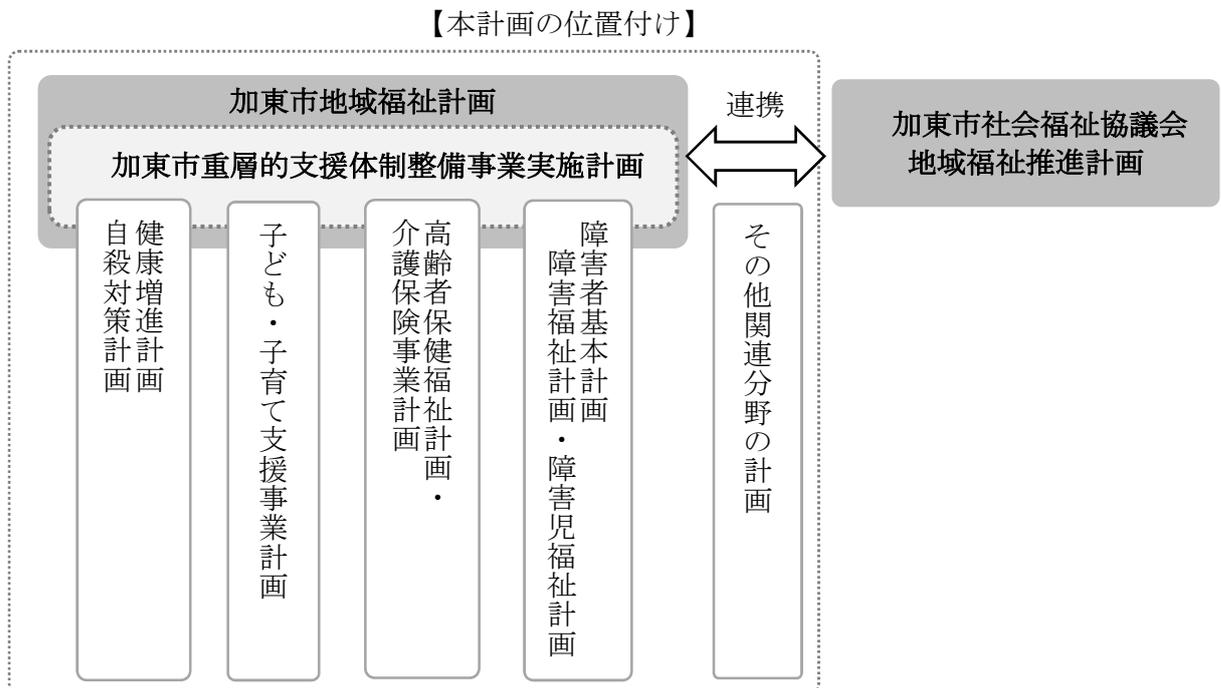
地域づくりに向けた支援

(既存)地域づくり事業

(2) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5に基づき策定する、重層的事業の実施計画であり、その内容は重層的事業の実施のために必要な事項に特化したものです。

また、重層的事業は、市地域福祉計画を上位計画に位置付け、各福祉分野の計画（障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、自殺対策計画）との整合を図ります。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、市地域福祉計画の対象期間である令和6年度までとします。

また、重層的事業の進捗状況の点検・評価は、PDCAサイクルを用いて、市地域福祉計画の推進・取組を評価する「加東市地域福祉計画推進会議」の中で行い、必要に応じて本計画の改訂を行います。

(4) 計画の策定過程

本計画の策定にあたっては、地域住民を基盤とした協議体である社会福祉協議会の理事会、評議員会及び民生委員・児童委員の定例会において事業説明、周知し、意見を聴取しました。

2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

(1) 包括的な「相談支援事業」

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携を行います。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につながります。

実施事業及び担当課	実施体制及び事業内容										
高齢 ◆地域包括支援センター運営事業 【所管課】 高齢介護課	地域包括支援センター <table border="1"> <tr> <td>【支援対象】</td> <td>65歳以上の高齢者等</td> </tr> <tr> <td>【実施方式】</td> <td>直営及び委託 直営：高齢介護課 委託：加東市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>【圏域】</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td>【支援機関】</td> <td>市地域包括支援センター、ブランチ（加東市社会福祉協議会滝野支部、東条支部）</td> </tr> <tr> <td>【業務内容】</td> <td>総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援、権利擁護</td> </tr> </table>	【支援対象】	65歳以上の高齢者等	【実施方式】	直営及び委託 直営：高齢介護課 委託：加東市社会福祉協議会	【圏域】	市内全域	【支援機関】	市地域包括支援センター、ブランチ（加東市社会福祉協議会滝野支部、東条支部）	【業務内容】	総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援、権利擁護
【支援対象】	65歳以上の高齢者等										
【実施方式】	直営及び委託 直営：高齢介護課 委託：加東市社会福祉協議会										
【圏域】	市内全域										
【支援機関】	市地域包括支援センター、ブランチ（加東市社会福祉協議会滝野支部、東条支部）										
【業務内容】	総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援、権利擁護										
障害 ◆障害者相談支援事業 【所管課】 社会福祉課	障害者相談支援センター <table border="1"> <tr> <td>【支援対象】</td> <td>障害のある人及びその家族等</td> </tr> <tr> <td>【実施方式】</td> <td>委託：社会福祉法人でんでん虫の会</td> </tr> <tr> <td>【圏域】</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td>【支援機関】</td> <td>障害者相談支援センターつむぎ</td> </tr> <tr> <td>【業務内容】</td> <td>基本相談支援、権利擁護、地域移行・定着支援</td> </tr> </table>	【支援対象】	障害のある人及びその家族等	【実施方式】	委託：社会福祉法人でんでん虫の会	【圏域】	市内全域	【支援機関】	障害者相談支援センターつむぎ	【業務内容】	基本相談支援、権利擁護、地域移行・定着支援
【支援対象】	障害のある人及びその家族等										
【実施方式】	委託：社会福祉法人でんでん虫の会										
【圏域】	市内全域										
【支援機関】	障害者相談支援センターつむぎ										
【業務内容】	基本相談支援、権利擁護、地域移行・定着支援										
子ども ◆利用者支援事業 【所管課】 こども教育課（基本型） 健康課（母子保健型） ◆地域子育て支援拠点事業 【所管課】 こども教育課	利用者支援事業[基本型] <table border="1"> <tr> <td>【支援対象】</td> <td>子ども及びその保護者等</td> </tr> <tr> <td>【実施方式】</td> <td>直営</td> </tr> <tr> <td>【圏域】</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td>【支援機関】</td> <td>社児童館「やしろこどものいえ」、東条鯉こいランド</td> </tr> <tr> <td>【業務内容】</td> <td>子育て家庭の個別ニーズ把握、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助、子育て支援関係機関との連携・協働の体制づくり</td> </tr> </table>	【支援対象】	子ども及びその保護者等	【実施方式】	直営	【圏域】	市内全域	【支援機関】	社児童館「やしろこどものいえ」、東条鯉こいランド	【業務内容】	子育て家庭の個別ニーズ把握、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助、子育て支援関係機関との連携・協働の体制づくり
【支援対象】	子ども及びその保護者等										
【実施方式】	直営										
【圏域】	市内全域										
【支援機関】	社児童館「やしろこどものいえ」、東条鯉こいランド										
【業務内容】	子育て家庭の個別ニーズ把握、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助、子育て支援関係機関との連携・協働の体制づくり										

実施事業及び担当課	実施体制及び事業内容																				
	<p>利用者支援事業[母子保健型]</p> <table border="1" data-bbox="588 344 1402 719"> <tr> <td data-bbox="588 344 796 398">【支援対象】</td> <td data-bbox="796 344 1402 398">子ども及びその保護者等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 398 796 452">【実施方式】</td> <td data-bbox="796 398 1402 452">直営</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 452 796 506">【圏域】</td> <td data-bbox="796 452 1402 506">市内全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 506 796 560">【支援機関】</td> <td data-bbox="796 506 1402 560">健康課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 560 796 719">【業務内容】</td> <td data-bbox="796 560 1402 719">保健師が妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、母子保健サービスの情報提供や育児に関する相談・支援を実施する。</td> </tr> </table> <p>地域子育て支援拠点事業</p> <table border="1" data-bbox="588 766 1402 1211"> <tr> <td data-bbox="588 766 796 819">【支援対象】</td> <td data-bbox="796 766 1402 819">子ども及びその保護者等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 819 796 873">【実施方式】</td> <td data-bbox="796 819 1402 873">直営一部委託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 873 796 927">【圏域】</td> <td data-bbox="796 873 1402 927">市内全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 927 796 1070">【支援機関】</td> <td data-bbox="796 927 1402 1070">社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館（きらら）、東条鯉こいランド、兵庫教育大学子育て支援ルームかとうGENKi</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1070 796 1211">【業務内容】</td> <td data-bbox="796 1070 1402 1211">市内児童館等で各地域の乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。</td> </tr> </table>	【支援対象】	子ども及びその保護者等	【実施方式】	直営	【圏域】	市内全域	【支援機関】	健康課	【業務内容】	保健師が妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、母子保健サービスの情報提供や育児に関する相談・支援を実施する。	【支援対象】	子ども及びその保護者等	【実施方式】	直営一部委託	【圏域】	市内全域	【支援機関】	社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館（きらら）、東条鯉こいランド、兵庫教育大学子育て支援ルームかとうGENKi	【業務内容】	市内児童館等で各地域の乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。
【支援対象】	子ども及びその保護者等																				
【実施方式】	直営																				
【圏域】	市内全域																				
【支援機関】	健康課																				
【業務内容】	保健師が妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、母子保健サービスの情報提供や育児に関する相談・支援を実施する。																				
【支援対象】	子ども及びその保護者等																				
【実施方式】	直営一部委託																				
【圏域】	市内全域																				
【支援機関】	社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館（きらら）、東条鯉こいランド、兵庫教育大学子育て支援ルームかとうGENKi																				
【業務内容】	市内児童館等で各地域の乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。																				
<p>生活困窮 ◆自立相談支援事業 【所管課】 社会福祉課</p>	<p>自立相談支援事業</p> <table border="1" data-bbox="588 1258 1402 1720"> <tr> <td data-bbox="588 1258 796 1357">【支援対象】</td> <td data-bbox="796 1258 1402 1357">現に生活に困窮している、又、将来生活困窮になり得る人及びその家族等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1357 796 1500">【実施方式】</td> <td data-bbox="796 1357 1402 1500">直営及び委託 直営：社会福祉課 委託：加東市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1500 796 1554">【圏域】</td> <td data-bbox="796 1500 1402 1554">市内全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1554 796 1608">【支援機関】</td> <td data-bbox="796 1554 1402 1608">社会福祉課、加東市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1608 796 1720">【業務内容】</td> <td data-bbox="796 1608 1402 1720">生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・検討等</td> </tr> </table>	【支援対象】	現に生活に困窮している、又、将来生活困窮になり得る人及びその家族等	【実施方式】	直営及び委託 直営：社会福祉課 委託：加東市社会福祉協議会	【圏域】	市内全域	【支援機関】	社会福祉課、加東市社会福祉協議会	【業務内容】	生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・検討等										
【支援対象】	現に生活に困窮している、又、将来生活困窮になり得る人及びその家族等																				
【実施方式】	直営及び委託 直営：社会福祉課 委託：加東市社会福祉協議会																				
【圏域】	市内全域																				
【支援機関】	社会福祉課、加東市社会福祉協議会																				
【業務内容】	生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・検討等																				

(2) 地域づくり事業

分野ごとに、多様な地域活動が主体的に行われる環境を整備するとともに、活動主体間のネットワークを構築します。

実施事業及び担当課	実施体制及び事業内容	
高齢 ◆地域介護予防活動 支援事業 【所管課】 ・かとうまちかど体操教室：高齢介護課 ・回想法スクール：高齢介護課 ・回想法アフター：高齢介護課、人権協働課 ・地域ふまねっと教室：高齢介護課 ・介護予防サポーター養成講座：高齢介護課 ・介護予防リーダー・サポーター研修：高齢介護課	かとうまちかど体操教室	
	【支援対象】	市民（主に高齢者）
	【実施方法】	実施自治会等への支援
	【圏域】	市内全域
	【活動内容】	DVDによる介護予防体操の実施によりフレイルを予防し、地域での居場所づくり、支え合いのネットワークを広げる
	【活動場所】	実施地区公民館等61箇所
	回想法スクール	
	【支援対象】	市民
	【実施方法】	直営
	【圏域】	市内全域
	【活動内容】	心と脳を活性化する回想法スクールを希望される地区で実施
	【活動場所】	市内希望地区
	回想法アフター	
【支援対象】	回想法スクール受講者等	
【実施方法】	直営	
【圏域】	市内全域	
【活動内容】	認知症予防となる回想法を目的とした交流会（広域隣保活動事業と共同実施）	
【活動場所】	R3：窪田隣保館、藪公民館、南山活性化支援施設（ミナクル）、河高交流センター、久米公民館、森尾集会所、明治館、大門公民館、厚利公民館	

地域ふまねっと教室	
【支援対象】	市民、ふまねっとサポーター、ふまねっとインストラクター
【実施方法】	直営
【圏域】	市内全域
【活動内容】	介護予防となるふまねっと運動の体験 出前教室 介護予防と地域での活動を支援
【活動場所】	市内希望地区
介護予防サポーター養成講座	
【支援対象】	市民
【実施方法】	直営
【圏域】	市内全域
【活動内容】	地域のまちかど体操教室の充実のため 介護予防サポーターを養成し、地域活動 組織を支援
【活動場所】	市内全域（居住地区等サポーターが活動 を希望する地区）
介護予防リーダー・サポーター研修	
【支援対象】	介護予防サポーター、まちかど体操教室 リーダー
【実施方法】	直営
【圏域】	市内全域
【活動内容】	地域のまちかど体操教室充実のための 情報交換や知識向上を目的とした研修 を実施
【活動場所】	市内全域（居住地区等サポーターが活動 を希望する地区）

◆生活支援体制整備事業 【所管課】 高齢介護課	生活支援体制整備事業	
	【支援対象】	市民
	【実施方式】	直営及び委託
	【圏域】	第1層（市内全域） 第2層（市内3圏域）
	【支援機関】	第1層：市地域包括支援センター 第2層：市社会福祉協議会（3箇所）
	【業務内容】	地域に不足する生活支援・介護予防サービスの創出や、担い手養成等の地域資源の開発、関係者間の情報共有や連携体制づくりのネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング
障害 ◆地域活動支援センター事業 【所管課】 社会福祉課	地域活動支援センター事業	
	【支援対象】	障害のある人
	【実施方法】	実施機関に補助
	【圏域】	市内全域
	【支援機関】	地域活動支援センター
	【業務内容】	社会交流、生産活動の機会の提供

(3) 新規事業

重層的事業では、既存事業の他に、新たに「参加支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働」の3事業を実施します。

実施事業及び担当課	実施体制及び事業内容											
<p>◆参加支援事業</p> <p>【所管課】 福祉総務課</p>	<p>参加支援事業</p> <table border="1" data-bbox="588 495 1386 913"> <tr> <td data-bbox="588 495 836 539">【対象】</td> <td data-bbox="836 495 1386 539">市民</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 539 836 584">【実施方法】</td> <td data-bbox="836 539 1386 584">委託：加東市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 584 836 629">【圏域】</td> <td data-bbox="836 584 1386 629">市内全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 629 836 674">【支援機関】</td> <td data-bbox="836 629 1386 674">加東市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 674 836 913">【業務内容】</td> <td data-bbox="836 674 1386 913">対象者と社会資源とのつながりを作り、維持するための支援、新たな社会資源や支援メニューの開発（地域づくり事業と連携）</td> </tr> </table>		【対象】	市民	【実施方法】	委託：加東市社会福祉協議会	【圏域】	市内全域	【支援機関】	加東市社会福祉協議会	【業務内容】	対象者と社会資源とのつながりを作り、維持するための支援、新たな社会資源や支援メニューの開発（地域づくり事業と連携）
【対象】	市民											
【実施方法】	委託：加東市社会福祉協議会											
【圏域】	市内全域											
【支援機関】	加東市社会福祉協議会											
【業務内容】	対象者と社会資源とのつながりを作り、維持するための支援、新たな社会資源や支援メニューの開発（地域づくり事業と連携）											
<p>◆アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p> <p>【所管課】 福祉総務課</p>	<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p> <table border="1" data-bbox="588 965 1386 1368"> <tr> <td data-bbox="588 965 836 1010">【対象】</td> <td data-bbox="836 965 1386 1010">市民</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1010 836 1055">【実施方式】</td> <td data-bbox="836 1010 1386 1055">委託：加東市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1055 836 1099">【圏域】</td> <td data-bbox="836 1055 1386 1099">市内全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1099 836 1144">【支援機関】</td> <td data-bbox="836 1099 1386 1144">加東市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1144 836 1368">【業務内容】</td> <td data-bbox="836 1144 1386 1368">制度の狭間などで、支援が届いていない人に支援を届けるため、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集</td> </tr> </table>		【対象】	市民	【実施方式】	委託：加東市社会福祉協議会	【圏域】	市内全域	【支援機関】	加東市社会福祉協議会	【業務内容】	制度の狭間などで、支援が届いていない人に支援を届けるため、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集
【対象】	市民											
【実施方式】	委託：加東市社会福祉協議会											
【圏域】	市内全域											
【支援機関】	加東市社会福祉協議会											
【業務内容】	制度の狭間などで、支援が届いていない人に支援を届けるため、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集											
<p>◆多機関協働事業</p> <p>【所管課】 福祉総務課</p>	<p>多機関協働事業</p> <table border="1" data-bbox="588 1420 1386 1796"> <tr> <td data-bbox="588 1420 836 1464">【対象】</td> <td data-bbox="836 1420 1386 1464">市民</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1464 836 1509">【実施方式】</td> <td data-bbox="836 1464 1386 1509">直営</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1509 836 1554">【圏域】</td> <td data-bbox="836 1509 1386 1554">市内全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1554 836 1796">【業務内容】</td> <td data-bbox="836 1554 1386 1796">複雑・複合化した課題について、関係者・関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示す（次章「支援会議・重層的支援会議と連携について」参照）</td> </tr> </table>		【対象】	市民	【実施方式】	直営	【圏域】	市内全域	【業務内容】	複雑・複合化した課題について、関係者・関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示す（次章「支援会議・重層的支援会議と連携について」参照）		
【対象】	市民											
【実施方式】	直営											
【圏域】	市内全域											
【業務内容】	複雑・複合化した課題について、関係者・関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示す（次章「支援会議・重層的支援会議と連携について」参照）											

3 支援会議・重層的支援会議と連携について

本市における相談支援体制は、既存の各相談窓口の形態や従来の機能を変更せず、複合的な課題を抱えた対応が困難なケースについては、各支援機関の連携強化を図るため、下記の支援会議又は重層的支援会議を開催します。

(1) 支援会議

支援会議は、支援関係機関等による支援の体制を検討するために開催し、会議の構成員に対し守秘義務が課されます。

支援関係機関で役割分担を行い、以下の事項について協議し、予防的な支援体制を構築します。

- ア 支援対象者に対する見守り及び支援体制に関する検討
- イ 支援対象者に関する情報の共有
- ウ 緊急性のある事案への対応

※特に、自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要にも関わらず届いていない人を支援するために開催します。

(2) 重層的支援会議

① 重層的支援会議は、主に3つの機能がありますが、毎回、全ての内容について行うものではなく、状況に応じて柔軟に運用します。

- ア 支援対象者の支援に関するプランの協議
多機関協働事業により作成したプランについて、市や支援関係機関が参加して協議します。
- イ プランのモニタリング及び終結時の評価
支援経過と成果を評価し、支援の終結の是非について検討します。
- ウ 社会資源の充足状況の把握及び開発にむけた検討
個々のニーズに対する社会資源が不足していることを把握した場合、これを地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組を検討します。

② 重層的支援会議は、多機関協働事業者（福祉総務課）が主催します。

会議の役割、検討件数及び事例の内容によって、定期開催又は随時開催とします。また、既存の会議体（生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会等）と参加者が大きく変わらない場合は、重層的支援会議と組み合わせて開催し、効果的・効率的に実施します。

各相談窓口だけでの対応に限界がある場合、支援会議又は重層的支援会議で対応しますが、「困難事例の投げ込み先」とならないように、各分野で対応方策、連携体制の工夫及び見直しを行い改善に努めます。

※重層的支援会議内での情報共有について本人同意が得られていないケースを扱う場合は、社会福祉法第106条の6に基づく支援会議を開催します。

【支援会議と重層的支援会議の違い】

	支援会議	重層的支援会議
目的	情報共有、見守り及び支援体制の検討、緊急事案への対応	支援プランの協議、モニタリング及び終結時の評価、社会資源の状況把握と開発
根拠法令	社会福祉法第106条の6	なし
対象者	狭間の問題・複合的な課題を抱える人	重層的支援体制整備事業の支援プラン対象者
本人同意	不要	必要
守秘義務の有無（法的根拠）	有（同法第106条の6⑤）	有（加東市重層的支援体制整備事業実施要綱第7条第5項）
罰則（根拠）	1年以下の懲役または100万円以下の罰金 （同法第130条の6）	—
関係機関に対する資料等の協力依頼・関係機関の協力義務（根拠）	依頼できる・努力義務 （同法第106条の6③及び④）	—
事務局（主担当）	福祉総務課	福祉総務課
主な構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関 ・各分野の相談支援機関やサービス提供事業者 ・教育関係者 ・地域のNPO、ボランティア等活動団体 その他必要に応じて支援機関や地域の関係者、地域住民等 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（必須） ・多機関協働事業者（必須） ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者（原則） ・参加支援事業者（原則） その他必要に応じて支援機関や地域の関係者、地域住民等

【重層的支援体制整備事業の概要図】

